

## 第6次大阪府障がい者計画の策定スケジュール等について

## 【方針】

- ・第6次大阪府障がい者計画（計画期間：令和9年度から令和14年度）の策定にむけ、令和7年度から8年度の2年間をかけて検討を行う。
- ・令和7年度は、障がい者施策推進協議会に計画策定検討部会を設置し、次期計画に係る意見具申（案）の取りまとめを行う。  
令和8年度は、意見具申（案）を踏まえ意見具申を取りまとめるとともに、国の基本指針を踏まえた障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について検討し、年度末までに計画を策定する。

(スケジュール)

	令和7年度												令和8年度											
	令和7年						令和8年						令和9年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定 検討部会		★1		★2	←	★3 実態調査		★4		★5		★6～★7												
障がい者施策 推進協議会								★1				★2		★1			★2				★3			★4
就労支援部会				◇1								◇2												

## 計画策定検討部会

- 令和7年度は2か月に1回、計6回程度開催予定 ※議論の状況によっては、令和8年度当初まで延長する可能性あり
- 意見具申（案）が取りまとめられれば、部会は閉会
- 部会は、当事者団体等、支援団体等、学識、企業、司法、関係団体、自治体関係者の全20名構成を想定

## 障がい者施策推進協議会

- 令和7年度は、部会の進捗に合わせ年2回程度開催予定
- 令和8年度は、意見具申の取りまとめ及び障がい福祉計画等策定を行うため、年4回開催予定

## 就労支援部会

- ◇1：「働く」に係る方向性、府独自で設定すべき項目等について検討（仮）
- ◇2：国の基本指針を踏まえた数値目標等について検討（仮）